

○金融庁告示第百十三号  
マラヤン・インシュアランス・カンパニー・イ  
ンコーポレーテッドが日本における保険業を廃止  
したことにより、保険業法（平成七年法律第二百五  
号）第二百七十三条第一項第一号の規定により同  
社の同法第二百八十五条第一項の外国損害保険業免  
許がその効力を失つたので、同法第二百七十四条  
第四号の規定に基づき告示する。  
平成十八年十月十一日

金融庁長官 五味 廣文